

政務活動実施報告書

令和8年1月7日

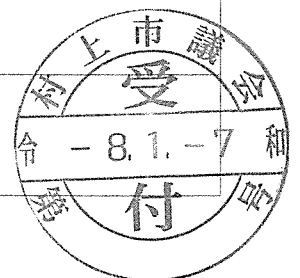
村上市議会議員 三田 敏秋 様

会派名 新緑会  
代表者名 菅井 晋一



当会は、下記のとおり政務活動を終了しましたので報告します。

	経理責任者氏名	上村 正朗		
用 務 名	①移住定住対策について ②有機農業の振興について ③生ごみ資源化について ④成年後見制度の活用について			
実 施 日 時	①令和7年7月9日（水）	13:30	～	15:30
	②令和7年7月10日（水）	10:00	～	12:00
	③令和7年7月10日（木）	13:30	～	14:00
	④令和7年7月11日（金）	9:30	～	11:30
用 務 先	①佐渡市移住交流推進課 ②佐渡市農業政策課 ③佐渡市生活環境課 ④佐渡市社会福祉協議会			
参 加 議 員 名	新緑会：菅井晋一、上村正朗、富樫光七、姫路 敏 無会派：野村美佐子			
全 体 参 加 者 数	5 名			
概 要 及 び 所 見	※記載欄が不足する場合は別葉に記載すること。 別紙のとおり			
備 考				



## 政務活動実施報告書 概要及び所見

## 1 移住・定住対策について（佐渡市・移住交流推進課）

## ○ 佐渡市における社会動態について

- ・直近4か年（R2年～R5年）における転出者数は1,215名/年、転入者は965名/年、転出超過は250名。
- ・年代別の転出超過は、22歳未満が210名、23歳～29歳が58名。30歳以上は転入者が上回り、70歳以上で27名となっている。
- ・移住者は544名/年、コロナ禍のR4年をピークに減少傾向であるが、Uターン者は増加傾向が継続している。

## (1) スタートアップ支援による企業誘致と定着支援

雇用の増加を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して事業資金の一部を補助する「佐渡市雇用機会拡充事業補助金」を設けて雇用機会の拡充を図っている。

区 分	補助率（補助金上限）
創 業	補助対象経費の3/4（上限450万円）
事 業 拡 大	補助対象経費の3/4（上限1200万円）
事業拡大（設備投資なし）	補助対象経費の3/4（上限900万円）

採択件数はR1:31件、R2:44件、R3:71件、R4:65件、R5:50件。起業家について「ビジネスコンテストチャレンジ」で起業成功まで支援。

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）地方創生テレワーク型（進出企業定着・地域活性化支援事業）を活用し、佐渡ジオパークを体現するキャンプ場を利活用したマイクロホテル事業や廃校グラウンドを活用した滞在拠点創出事業、首都圏における関係人口構築の拠点としての「SHIBUYA QWS（渋谷キューズ）」への進出等に取り組んでいる。

## (2) 移住者の受入促進と定着支援

移住相談窓口「さど暮らしテラス」を佐渡汽船両津港に隣接した「サドポートルラウンジ」に設置して、佐渡で「住む・暮らす・働く」ことに関する総合的な相談を行っている。

佐渡暮らし体験のための「お試し住宅」や若者移住家賃補助制度、若

者定住引越費用補助制度、Uターン者奨学金返還支援補助制度、佐渡Uターンインフォメーションセンターでの情報発信、特定地域づくり事業協同組合等の多様な取組を行っている。

(3) 若者がイキイキと働き暮らせる島づくり～二地域居住の促進～

二地域居住の促進による関係人口の拡大を目指して、佐渡市人財確保官民連携協議会の設立や特定居住促進計画の策定、特定居住支援法人の認定、佐渡二地域居住推進コンソーシアムによる「離島における二地域居住を核としたエリア再生計画」と「離島航路運賃低廉化モデル」の構築等に取り組んでいる。

**佐渡市における移住促進(受入と定着促進)の取組の豊かさに圧倒された。人口減少と少子高齢化の現状に「総力戦」で立ち向かう市の担当職員、市政に深い感銘を受けた。移住者数の把握すらできていない本市の取組は随分遅れてしまっていると感じた。人員体制の強化や必要な予算の確保等々、遅ればせながら本市の取組が前進するよう議員の立場でチェック・支援していきたい。**

2 有機農業の振興について(佐渡市・農業政策課)

○ 佐渡市の現状と課題・対策

人口減少の加速化と少子高齢化の進展の下、「地域経済・産業の縮小」と「地域コミュニティ機能の低下」、「ライフラインへの影響」の課題があり、対策の柱として☆SDGs未来都市(生物多様性・循環型社会)☆脱炭素先行地域(脱炭素社会)☆世界文化遺産登録(歴史文化の継承)☆人材創出社会(人材確保)を立て「持続可能な島づくり」に取り組んでいる。

(1) 佐渡農業のこれまで(認証米、世界農業遺産)

2007年に「朱鷺と暮らす郷」認証米の制度を開始した。佐渡の農業を取り巻く二つの危機として「トキと生物多様性の喪失」と「農家の疲弊」が挙げられ、支持が少ない「有機農業」ではなく、みんなができて購入しやすい価格帯として「農薬の50%削減」を選択した。

2019年にネオニコチノイド系農薬の不使用を「JA佐渡米要件」とした。また、朱鷺と暮らす郷認証制度では「畦畔除草剤散布の禁止」とし草刈を推奨している。

「ふゆみずたんぼ」や「魚道の設置」「江の設置」「ビオトープの設置」「無農薬無化学肥料栽培」等、田んぼやその周辺に生きものが生息

できる環境をつくる「生きものを育む農法」に取り組んでいる。

(2) 佐渡市の取組について（農業の価値を未来につなぐ）

・佐渡米を分けると

慣行栽培 12%

それ以外 88%

農薬・化学肥料慣行比 50%以下 87%

減減栽培（生きものを育む農法なし） 67%

朱鷺と暮らす郷認証米 20%（生きものを育む農法あり）

佐渡市認証、H20～給食で利用、一般米との差額は市とJA（農家）で折半

農薬・化学肥料不使用 1%

無農薬無化学肥料栽培（有機肥料使う）

自然栽培（有機肥料も使わない）

・SADOSAN オーガニック意見交換（R3.2.10）

安全安心なSADOSAN オーガニックを子どもたちに届けるため、佐渡市、新潟食料農業大学、JA、県普及センター・農技センターで意見交換を行った。

・佐渡市みどりの食料システム戦略推進事業

R5で55ha 耕作者42名の無農薬無化学肥料栽培米（無無米）実績を、R10に100ha 耕作者100名に引き上げるもの。R32には1,250ha 耕作者1,250名、島内シェア25%を目標にしている。

保育園や小中学校での無無米使用割合を引き上げる取組を行っている。

人口減少や少子高齢化対策の一つに「生物多様性・循環型社会の実現」を位置づけて、市やJA、保育園や小中学校など「オール佐渡」で取組を進めている。「ネイチャーポジティブ宣言」など島内外に向けたアピールも行い、「佐渡ブランド」の周知に努めているように見受けられた。「朱鷺の暮らす郷＝佐渡」として20年の歴史ある取組である。一方、本市の取組は緒に就いたばかりであるが、市民に安全安心な食料を提供するとともに付加価値の高い農業として地域経済の振興につながる取組であり、今後力を入れるべき分野である。議員として政策提言や支援をしていきたい。

3 生ごみ資源化について（佐渡市・生活環境課）

佐渡市では、生ごみを堆肥化するための「段ボールコンポスト」の販売を始めた。燃やすごみの約4割を占める生ごみを資源に活用することで、ごみを減らすことが目的である。

段ボールは大（容量 39 ㍓）と小（容量 25 ㍓）の2種類で、消臭剤と説明書、燃やすごみ袋（大）10枚が1セットで、大小とも500円。市役所本所、支所等で販売している。

**段ボール製で軽く、手軽に取り組めるコンポストである。生ごみであるため匂いがあり屋外に置くことが必要だが、本市の様にクマやイノシシ、サルなどの有害鳥獣の被害がある地域では鳥獣の誘引につながることから活用が難しいと感じた。**

#### 4 成年後見制度の活用について（佐渡市社会福祉協議会）

##### （1）佐渡市の人口等（R6.9.30）

人口 48,383人 年 1,000人ペースで減少

65歳以上 20,816人（高齢化率 43.0%：20市中1位）

要支援・要介護認定者 4,412人

障がい者人数（手帳交付状況 R6.4.1）

知的 627人 精神 701人 身体 2,265人

日常生活圏域

両津、相川、国中北（佐和田、金井）、国中南（新穂、畑野、真野）、南部（小木、羽茂、赤泊）の5圏域（包括Cは4圏域）

##### （2）成年後見センター

H24.4.1 開設 社会福祉協議会 福祉課 生活支援係内

職員体制：社会福祉士、精神保健福祉士（7.5人）

＋ 後見支援員（2人）

令和7年度佐渡市成年後見推進事業業務委託の内容

委託費計 56,577,000円

内 訳 普及啓発等 7,936,000円（H24～） 1.0人

法人後見支援 8,634,000円（H29～） 1.0人

市民後見 20,699,000円（H25～） 3.0人

中核機関 19,308,000円（R3～） 2.5人

H23にプロジェクトチームを結成し、アンケートを実施、成年後見制度プロジェクト報告書（H24.1.13）を公表、H24.4にセンター設置。

・中核機関（R3～）

成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの中核を担うことが役割である。また、成年後見制度の広報や権利擁護支援の検討、制度利用開始の支援、制度利用開始後に市民後見人等の活動のバックアップや家庭裁判所との連携等の業務を行う。

(3) 市民後見人

成年後見制度利用の際、専門職後見人不足の状況があり、市民後見人の養成と活用の必要性があった。

市民後見人の養成はH25年度から開始され、R6年度までに合計161人の養成講座申込（R7年度は14人）と117人の最終選考者があった。その内、名簿登録者は計111人でR6年度末の登録者数は93人である。また、実際に後見業務を受任している人数はR6年度末で42人となっている（同時期、本市は0人である）。

課題としては、困難ケースが多く負担が大きい、市民後見人の高齢化が挙げられる。今後の取組としては、市民後見人一人あたりの受任件数増加に向けた検討を行うこととしている。

(4) 佐渡市における成年後見制度の課題と今後の取組

佐渡市の現状は家族関係の多様化や親族が島外等の地理的課題、高齢化や一人暮らし世帯の増加などで後見人の担い手が不足している。第三者後見人（専門職）は弁護士や司法書士、社会福祉士であるが受任できる数が限界に近づいており、専門職以外の第三者後見人である法人後見や市民後見人の役割が大きくなることから、計画的な養成や支援体制の整備等が求められている。

**佐渡市の成年後見制度利用促進の取組は2011(H23)年頃からスタートして、大きな成果を挙げている。市と社協が密接に連携しており、市が財政面を含めてしっかり支援している様子がうかがえた。社協も人材の育成と体制整備に努め、地域ネットワークの中核として機能しているように思えた。**

**本市としても中核機関として社協に成年後見センターを設置し、取組を進める必要がある。市が財政面を始め一層の支援を行うよう提言していきたい。**